監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

〇 令和元年度から令和3年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和3年度監査結果に対する執行機関の措置状況(地方自治法第199条第14項)、令和元年度及び令和2年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度,確認対象となった件数は,合計 77 件であり,このうち「改善済み」又は「改善見込み 90.9% (昨年度は 88.6%,一昨年度は 82.7%)となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

(単位:件)

			確認対象件数			措置等の状況				
区分		2年度	3年度	4年度	改善済み 改善見込み	改善に 着 手	検討に 着 手	取り組ん でいない	その他※	
3年度指摘・改善	定例	県機関			67	67				
	監査	出資法人等			4	3	1			
	計				71	(98. 6%) 70	(1. 4%) 1			
2年度指摘・改善	定例監査	県機関		58	1		1			
		出資法人等		17	0					
	計			75	1		(100. 0%) 1			
	定例監査	県機関	71	6	4		4			
元年度指摘・改善		出資法人等	22	2	1		1			
		小計	93	8	5		5			
	(問控補助全)		2	0	0					
	計		95	8	5		(100. 0%) 5			
合計					77	(90. 9%) 70	(9. 1%) 7			

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

【参考:各年度指摘分の改善状況(令和4年度現在)】

年度	確認対象件数	改善済み・見込み	改善率
令和3年度	71 件	70 件	98.6%
令和2年度	75 件	74 件	98. 7%
令和元年度	95 件	90 件	94. 7%

2 改善が図られた主な事項

(1) 委託契約の適正化について(令和3年度定例監査)

- ア 具体的な理由が明確でない随意契約を行っていたものについて,所属内で指摘事項の周知を行い,具体的な随意契約理由を明確に記載することとされた。(総務局,健康福祉局,土木建築局)
- イ 合理的な理由なく分割して発注していたものについて,所属内で指摘事項の周知を行い, 経済性,公平性,競争性及び透明性を確保して契約することとされた。(農林水産局,教育 委員会事務局,議会事務局)
- ウ 消防用設備保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備を記載した特記仕 様書の種類や数量が実際と相違しているものについて、現物確認やチェック体制の強化等が 図られた。(総務局、教育委員会事務局)

(2) 財産管理等の適正化について(令和3年度定例監査)

- ア 行政財産の使用許可において、使用許可台帳の記録や更新手続きが行われていなかったも のについて、適正な事務処理の徹底が図られた。(土木建築局、警察本部)
- イ 備品や借受物品において、備品出納簿の記録や処分手続きが行われていなかったものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。(商工労働局、土木建築局、教育委員会事務局)

(3) フロン類の法定点検について(令和3年度定例監査)

フロン類の使用機器において,法令に基づく簡易点検が行われていなかったものについて, 適正な事務処理の徹底が図られた。(総務局,商工労働局,土木建築局,教育委員会事務局)

(4) 行政文書の適正管理等について(令和3年度定例監査)

起案文書の作成において、文書管理システムによらずに決裁していたものについて、広島県 文書等管理規程等に基づき文書管理システムを使用し、事務の効率化・高度化が図られた。(商 工労働局、農林水産局、教育委員会事務局)

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金の縮減について(令和2年度定例監査)

貸出金償還金の長期未収金については、その縮減に向けて取組が進められているが、依然として多額であることから、未収金の解消に向けた取組を一層強化するとともに、未収金の新規発生を防止する対策を講じる必要がある。(教育委員会事務局)